

三重県立看護大学学則

[沿革] 平成9年4月1日制定

平成11年9月1日一部改正

平成13年1月10日一部改正

平成14年1月9日一部改正

平成15年11月5日一部改正

平成18年10月4日一部改正

平成18年12月6日一部改正

平成20年3月5日一部改正

平成20年12月3日一部改正

平成24年6月20日一部改正

平成26年11月26日一部改正

平成28年12月2日一部改正

令和3年3月17日学則第1号一部改正

令和4年4月1日学則第1号一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条－第6条）
- 第3章 職員（第7条－第10条）
- 第4章 教授会（第11条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第12条－第14条）
- 第6章 修業年限及び在学年限（第15条・第16条）
- 第7章 入学（第17条－第25条）
- 第8章 教育課程及び履修方法等（第26条－第33条）
- 第9章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第34条－第40条）
- 第10章 卒業（第41条・第42条）
- 第11章 賞罰（第43条・第44条）
- 第12章 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生及び外国人留学生
(第45条－第50条)
- 第13章 授業料等（第51条・第52条）
- 第14章 福利厚生施設（第53条）
- 第15章 大学開放（第54条）
- 第16章 共同研究及び受託研究（第55条）
- 第17章 雜則（第56条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 三重県立看護大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、広く知識を教授するとともに、看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することにより、豊かな人間性と幅広い視野を基盤とした看護学に関する総合的な能力を具えた人材を育成し、もって社会の幅広い分野において、人々の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うものとする。

2 自己評価に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 組織

(学部、学科及び定員)

第3条 本学に、看護学部を置く。

2 看護学部の学科、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
看護学科	100名	400名

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(事務局及び学生部)

第4条 本学に、事務局及び学生部を置く。

(メディアコミュニケーションセンター)

第5条 本学に、メディアコミュニケーションセンターを置く。

2 メディアコミュニケーションセンターに、附属図書館、情報センター及び附属博物館を置く。

(地域交流センター)

第6条 本学に、地域交流センターを置く。

第3章 職員

(職員)

第7条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

(各組織の長)

第8条 本学に、学長のほか、事務局長、学部長、学生部長、メディアコミュニケーションセンター長及び地域交流センター長を置く。

(学長等の職務等)

第9条 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

- 2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 学部長は、本学の教授をもって充て、学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学生部長は、本学の教授をもって充て、教務及び学生の厚生補導等に関する事項を掌理する。
- 5 メディアコミュニケーションセンター長は、本学の教授をもって充て、メディアコミュニケーションセンターに関する事項を掌理する。
- 6 地域交流センター長は、本学の教授をもって充て、地域交流センターに関する事項を掌理する。
- 7 第3項から第6項までに規定する者の選考、任期その他必要な事項については、学長が別に定める。

(名誉教授)

第10条 学長は、本学に学長又は教授として多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあった者に名誉教授の称号を授与することができる。

- 2 名誉教授に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4章 教授会

(教授会)

第11条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。
- 3 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 5 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 開学記念日
 - (4) 春季休業日
 - (5) 夏季休業日
 - (6) 冬季休業日
- 2 前項第4号から第6号までに規定する休業日は、一年を通じ17週以内で学長が定める日とする。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更し、若しくは休業日に授業を行うことができる。

第6章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第15条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第16条 学生は、8年を超えて在学することができない。ただし、第22条から第24条までの規定により入学した学生は、第25条の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第22条から第24条までの規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第18条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 前各号に定めるもののほか、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、18 歳に達したもの
(入学志願の手続)

第19条 本学に入学を志願する者は、指定の期日までに、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第20条 前条の入学を志願する者については、学長が別に定めるところにより選考を行う。
(入学手続及び入学許可)

第21条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

(編入学)

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、本学への編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し、又は卒業した者
- (4) 学校教育法第 58 条の 2 の規定による高等学校の専攻科の課程のうち看護に関する課程を修了した者
(転入学)

第23条 学長は、他の大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠

員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学)

第24条 学長は、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の取扱い)

第25条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数等については、学長が決定する。

第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第26条 授業科目は、教養・基礎科目、専門支持科目、専門科目及び総合科目に区分する。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、S、A、B、C、D、「欠席」及び「出不」の評語をもって表し、S、A、B及びCを合格とする。

(他大学における授業科目の履修等)

第31条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学(外国の大学を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第45条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は高等専門

学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学又は転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(履修規程)

第33条 この章に定めるもののほか、授業科目の種類、単位数、履修方法等については学長が別に定める履修規程の定めるところによる。

第9章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第34条 疾病その他特別の理由により、引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため休学を願い出る者は、医師の診断書を添付しなければならない。
3 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合、学長の許可を得て、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
3 休学期間は、第16条に定める在学年限に算入しない。

(復学)

第36条 休学した者は、休学期間が満了したとき、又は休学期間に中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病のため休学した者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付して願い出なければならない。

(転学)

第37条 他の大学等への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならぬ。

(留学)

第38条 外国の大学等に留学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 学長は、前項の規定により留学した期間を第16条に定める在学年限に含めることができる。

(退学)

第39条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第40条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第35条第2項の規定による休学期間を超えて、なお復学することができない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業

(卒業)

第41条 学長は、4年（第22条から第24条までの規定により入学した者については、第25条により定められた在学すべき年数）以上在学し、履修規程に基づく卒業所要単位数以上を修得した者に対して、卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第42条 学長は、前条第1項の規定により卒業を認定した者に対し、学士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第43条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を表彰することができる。

(懲戒)

第44条 学長は、学則その他学生に関する諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 学生の懲戒手続きに関し必要な事項は、別に定める。

第12章 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 学長は、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、科目等履修生として入学を許可すること

ができる。

2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。

(研究生)

第46条 学長は、本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生となることを志願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(研修生)

第47条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考の上、研修生として受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第48条 学長は、他の大学の学生で、本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

(その他)

第50条 科目等履修生、研究生、研修生、特別聴講学生、外国人留学生に関する必要な事項については、学長が別に定める。

第13章 授業料等

(授業料等)

第51条 入学検定料、入学料、授業料及び証明書交付手数料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

(入学料・授業料の減免等)

第52条 経済的理由により納付が困難であって、学業優秀と認められた者その他やむを得ない事情があると認められた者には、入学料又は授業料の全部若しくは一部の納付を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

第14章 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第53条 本学に学生の福利厚生を図るため、保健室、食堂その他の福利厚生施設を置く。

第15章 大学開放

(大学開放)

第54条 学長は、地域社会と連携した開かれた大学とするため、必要に応じ、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放に関し必要な事項については、学長が別に定める。

第16章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第55条 教員は、本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、共同研究及び受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第17章 雜則

(委任)

第56条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成9年度から平成11年度までの各年度における収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	平成9年度	平成10年度	平成11年度
収容定員	100名	200名	300名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成11年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年1月9日から施行する

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年11月5日から施行し、平成15年10月10日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年10月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年3月5日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年6月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

(成績の評価に関する経過措置)

- 2 平成26年度までに入学した者の授業科目の成績の評価については、第30条の規定にかかわらず、A、B、C、D、「欠席」及び「出不」の評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。